

平成30年4月14日

日本弁護士連合会 御中

(異議申出人)

〒640-8152

和歌山市十番丁72番地

カサ・デ まるのうち201

吉田 益夫 (58歳)



電話番号 073-499-7231

異 議 申 出 書

1. 懲戒対象弁護士

住所(事務所): 〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所

氏名(弁護士名): 豊田 泰文、重藤 雅之

住所(事務所): 〒640-8112

和歌山市南材木町2-38

ふたば法律事務所

氏名(弁護士名): 太田 達也

2. 所属弁護士会: 和歌山弁護士会

3. 懲戒請求提出日: 平成29年1月31日

4. 弁護士会からの議決書の日付: 平成30年1月10日

5. 和歌山弁護士会から異議申出ができる旨の教示の有無、その内容

平成30年1月23日付和歌山弁護士会 会長 畑 純一 名による「懲戒請求事件の決定について(通知)」(事件番号 和歌山弁平成28年(綱)第16号、第17号、第18号)に、「懲戒請求者は、この決定について不服があるときは、弁護士法第64条の規定により、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができます。」と明記されているので、これを根拠に異議を申し出た。

6. 異議申出日:平成30年4月14日

7. 異議申出の趣旨

和歌山弁護士会が下した議決には、下記、「8. 異議申出の理由」で説明する誤りがあり、その誤りを認識してもらい、正確で公正な裁決を下していただきたいと望んでいる。

8. 異議申出の理由

(1) 懲戒対象弁護士の豊田泰史は、懲戒対象弁護士の太田達也、重藤雅之を法定代理人として、異議申出人に対して3300万円の損害賠償請求、異議申出人が主宰する和ネット、和ネットニュースの懲戒対象弁護士の豊田泰史が名誉毀損だと主張する投稿の削除、本件に関する裁判書類等の閲覧及びリンクの禁止を求める訴えの民事訴訟を提起し、また、懲戒対象弁護士3名が連名で、異議申出人に対して名誉毀損だとして刑事告訴を行った件については、民事訴訟については、大阪高裁にて、異議申出人に対して55万円及びこれに対する平成26年2月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えという言い渡し以外は、棄却されている(懲戒対象弁護士の豊田泰史の上告は棄却されている。(添付書類17))。異議申出人に対する刑事告訴については、平成27年4月27日、嫌疑不十分にて不起訴処分となっている(添付書類18)。

このことから、懲戒対象弁護士の豊田泰史の民事訴訟、懲戒対象弁護士の豊田泰史、太田達也、重藤雅之の刑事告訴は、明らかに、憲法を守るべき弁護士でありながら、憲法で保証された「表現(言論)の自由を脅かす」スラップ訴訟を提起したとして、和歌山弁護士会に懲戒対象弁護士

3名の懲戒を請求した。

しかしながら、和歌山弁護士会は、決議書で、スラップ訴訟については、一切触れず、弁護士にも裁判を受ける権利があり、大阪高裁での判決が55万円の請求が認容され、反訴が退けられていることを理由に、近年精神的損害の金額評価を引き上げるべきとの主張がみられるため、3300万円の損害賠償請求は、直ちに弁護士としての品位を害するとは言えないと議決を行っている。

異議申出人としては、この民事訴訟が、憲法で保証された「表現(言論)の自由を脅かす」、スラップ訴訟(恫喝訴訟)であり、そして、スラップ訴訟(恫喝訴訟)が、弁護士としての品位を害するものであるため、懲戒処分を請求したのであるから、その判断をいっさいせず、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とするのは、明らかに不当である。

大阪高裁の55万円の判決についても、異議申出人が主宰する和ネット、和ネットニュースの運営が、公正でないという判断に従った判決であって、その根拠についても、明らかに事実誤認である。(異議申出人は上告受理申立理由書で、下記(A)、(B)、(C)3点を事実誤認として反論した。

(A) 「一審被告(異議申出人、以下一審被告)は、原告らから本件スレッドの削除を求められたことに対する対抗措置として、一審原告らに対する本件懲戒請求及びこれを公表する本件記事を掲載したことは明らかである。」と認定しているが、一審被告は、投稿者でなく、第三者である。本件スレッドの投稿については、内容証明による通知書の公開により、投稿削除を強要したとして、運営者として、投稿者の表現の自由を侵害したことに対する責任から、投稿者、利用者に知る権利が発生しているのであるから、懲戒請求を投稿者、利用者に公開したものであるから、投稿者及び利用者からの批判に対する対抗措置ならいざ知らず、一審原告に対抗措置として、認定するのは、明らかに、重大な論理則、経験則違反である。

(B) 「一審被告が和ネットの記事について名誉毀損・業務妨害と主張する者に対する送信防止措置の手数料等の基本料金として一律に3万円を要求していること(甲10-7頁、一審被

告(原審)－11、12頁)」とあるが、これは、本事件の一審原告の訴えの提起後に、和ネットが判断基準とする「プロバイダ責任制限法ガイドライン」に沿えば、送信防止措置に応じることができない送信防止措置に対する救済を設定したのであって、救済すべきと判断した依頼で送信防止措置をとった後、投稿者の反論があり、それが妥当であれば、その投稿を復帰するために有料でデータ保存をすることを条件に、送信防止措置を取るということで、本件とはまったく関係がない。

これは、平成27年1月30日付の準備書面11頁から12頁にかけて説明を行っている。この認定も、明らかに、採証法則違反であり、重大な論理則、経験則違反である。

(C) 「しかし、証拠(乙85)によれば、本件記事には平成26年7月24日を最後に新たな投稿はされておらず、和歌山弁護士会が本件懲戒請求につき同月23日にした決定(甲9)に対して一審被告が同年9月18日に申し立てた異議(乙24)について日本弁護士連合会が平成27年3月20日にした棄却決定(なお、同決定書(甲19－2頁)には、「平成26年3月20日」との記載があるが、「平成27年3月20日」の誤記であると認められる。)の存在及びその内容についての投稿が見当たらないことが認められるなど、一審被告が本件記事を掲載したことによって生まれたスレッドが公正な評論の場として機能しているとは認めがたい」と認定しているが、(乙85)のスレッドは、平成26年7月31日の仮処分決定に従って、平成26年8月14日に削除しているので、スレッドデータは消失して、その後に、新たな投稿を行うのは、物理的に不可能である。

そして、「一審被告が同年9月18日に申し立てた異議(乙24)について日本弁護士連合会が平成27年3月20日にした棄却決定(なお、同決定書(甲19－2頁)」については、一審原告が提出した甲37号証(スレッド、あすか綜合法律事務所(和歌山市)・(有)銀徳と和ネットとの訴訟関係)の投稿番号12(平成26年10月3日)で異議申出書・審査開始通知書、投稿番号73番(平成27年4月6日)で日弁連異議決定書を公開しており、投稿番号78番(平成27年5月10日)で綱紀審査申出書、投稿番号100番(平成27年9月18日)で綱紀審査決定書を公開しており、明らかに、原判決の認定は採証法則に違反しており、そのため重大な論理則、経験則違反に至っている。)

だが、異議申出人が上告の申立を行っても、最高裁より、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法31条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」(添付書類19)として棄却されたという経緯がある。

(2)和歌山弁護士会は、懲戒対象弁護士らが提出した平成25年2月19日(平成26年2月19日の誤記と思われるとする)付[]氏に対する告訴状をもって、懲戒事由に当たらないとしているが、懲戒対象弁護士らが提出した告訴状は和歌山地方検察庁に対して提出したもので、実際の捜査は、和歌山県警察岩出警察署に出し直した告訴状によってなされ、この告訴状は、懲戒対象弁護士らが、平成26年5月8日付(株)サイバーエージェント宛に出した「侵害情報の通知書兼 送信防止措置依頼書」(添付書類21)より、和歌山地方検察庁に対して提出したものと内容が違うのは明白である。この「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」での送信防止措置の対象は、2月19日以降、4月15日までの[]氏の投稿も対象となっている。そして、「本件については、現在和歌山県警岩出警察署が担当となって悪質な名誉毀損事件として立件に向けた捜査が進められており、既にブログ作成者([])自宅の強制捜査(搜索)、任意取り調べも行われ、近日中に送検される予定であると聞いています(上記ブログの4月25日、同26日、同29日の記事等でご確認下さい)。また、岩出警察署から貴社に上記各記事の削除依頼がなされたと聞いています。」という記述がある。

すなわち、平成25年2月19日(平成26年2月19日の誤記と思われるとする)付[]氏に対する告訴状で捜査が行われたのではないことが明らかであるので、本件に関する和歌山弁護士会の議決は明らかに失当である。

(株)サイバーエージェントは、平成26年5月23日付で、ユーザー([]氏)に対して

照会手続を取り、[REDACTED]氏は、その照会手続から、自主的な送信防止措置をとり、それを(株)サイバーエージェントが確認した旨の回答書(添付書類22)を懲戒対象弁護士らに送付している。それでも、[REDACTED]氏に対する刑事告訴は取り下げられず、[REDACTED]氏は科料に処せられている。

一方、平成25年2月19日(平成26年2月19日の誤記と思われる)付[REDACTED]氏に対する告訴状を和歌山地方検察庁に提出時にも、懲戒対象弁護士らは、(株)サイバーエージェントに対して、異議申出人に対したのと同様の内容証明による通知書(添付書類20)を平成26年2月19日付で送付している。

しかしながら、懲戒対象弁護士らが、平成26年5月8日付(株)サイバーエージェント宛に出した「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」(添付書類21)、平成26年5月23日付の懲戒対象弁護士らに対する回答書(添付書類22)の内容から、懲戒対象弁護士らが、平成26年2月19日付で(株)サイバーエージェントに送付した通知書に対する(株)サイバーエージェントの回答が懲戒対象弁護士らに返っていないことが、容易に推測できる。

一方、異議申出人は、懲戒対象弁護士らの平成26年2月19日付通知書に対して、平成26年2月28日付で回答書(添付書類23)を送付している。

このため、懲戒対象弁護士らが、告訴状を和歌山地方検察庁から和歌山県警岩出警察署に出し直したときに、異議申出人と(株)サイバーエージェントの告訴状での扱いが変わるのは不自然でもない。

また、懲戒対象弁護士らが、告訴状を和歌山地方検察庁から和歌山県警岩出警察署に出し直した時期は、懲戒対象弁護士らが、平成26年5月8日付(株)サイバーエージェント宛に出した「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」(添付書類21)から、異議申出人が、回答書を

懲戒対象弁護士らに送った平成26年2月28日より後であったのは、確実である。

以上、和歌山弁護士会の議決には(1)、(2)の通り誤りがあるので、正確で公正な裁決を下して
いただきたい。

以 上

添付書類

- 添付書類 17 調書(決定)平成29年(オ)第319号、(受)第392号(写し)
- 添付書類 18 平成28年12月6日付和地検務第11194号不起訴処分告知書(写し)
- 添付書類 19 調書(決定)平成29年(オ)第318号、(受)第391号(写し)
- 添付書類 20 平成26年2月19日付通知書
懲戒対象弁護士ら発行、(株)サイバーエージェント宛)
- 添付書類 21 平成26年5月8日付侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書
(懲戒対象弁護士ら発行、(株)サイバーエージェント宛)
- 添付書類 22 平成26年5月23日付回答書
((株)サイバーエージェント発行、懲戒対象弁護士ら宛)
- 添付書類 23 平成26年2月28日付回答書
(異議申出人発行、懲戒対象弁護士ら宛)